

令和3年度 県立熊本農業高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

- 男子

硬式野球、陸上、柔道、剣道、相撲、バレー、バスケット、ソフトテニス、卓球、サッカー、軟式野球、馬術、ボクシング、バドミントン、ハンドボール（計15部）
- 女子

陸上、剣道、バレー、バスケット、ソフトテニス、卓球、サッカー、馬術、ダンス同好会、ボクシング、バドミントン、ハンドボール（計12部）

2 目標

学校教育の一環として行われる本校の運動部活動は、「スポーツで輝く熊農生」を活動スローガンとし、生徒の健全な心身の成長と、明るく豊かで活力ある学校生活の実現を目指し、次に掲げる3点を重点目標とする。

- （1）生徒が部活動を通して運動やスポーツに親しむことで運動習慣の確立を図り、健全な心身の成長と生涯にわたって自らの健康を保持増進していくための資質や能力の育成を目指す。

（2）計画的かつ効果的なトレーニングと休養に留意したバランスのとれた活動と、生徒の体力等に応じた技能や記録の向上を基本とし、明るく豊かで活力ある学校生活の実現を目指す。

（3）部活動を魅力ある学校づくりの一つの柱とし、より高い水準の技能や記録に挑戦し、生徒一人一人の自己実現をサポートするスポーツ環境を整え、学校全体の活性化と地域の期待に応える「スポーツで輝く熊農生」の育成を目指す。

3 練習日、練習時間

- （1）練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設ける。

イ 定期試験の1週間前と試験期間中は練習を中止とする。ただし、定期考査当該週及び翌週末までに試合が行われる部については、部活動許可願を提出し、原則実活動1時間程度の練習のみ許可する。

ウ 学校閉庁日は、練習を行わない。
- （2）練習時間

ア 平日は長くとも実活動2時間程度、休業日は実活動3時間程度(学期中の週末も含む)とする。

イ 完全下校時間を厳守する。
- （3）完全下校時間

平日 19：30

休業日及び長期休業期間 練習後速やかに帰宅
- （4）共通の休養日

ア 定期試験の1週間前と試験期間中

イ 夏季学校閉庁日
8月12日（水）～ 14日（金） 3日間
- （5）上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

ア許可条件

①各部の年間活動計画、月の活動計画に基づき、あらかじめ定めた期間。

②上記（1）及び（2）の基準を越えての活動を部顧問会にて認められた部。

③上記②において当該部の生徒・保護者からの了解を得た部。

- イ 休養日

活動延長をする部活動については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

ウ 練習時間

活動延長をする部活動については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

エ 活動延長をする部活動は、スポーツ障害防止の観点から生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮した目標の設定と、それに基づいた計画的で健全な活動を行うこと。また、その計画は強化期及び休養期等の明確な期間設定や、練習日と休養日に十分留意したバランスのとれた活動を実施すること。

オ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、年間活動計画及び月活動計画上で明記し事前に校長の承認を得ること。

- 4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、毎月の活動計画書にて報告し、校長の承認を得る。また、練習試合や合宿等の追加・訂正等があった場合には1週間前までを原則とし、月練習計画の追加・訂正を行い校長の承認を得ること。

- 5 運動競技会への参加

（1）運動競技会参加への報告

運動競技会への参加は、高体連及び高野連主催・共催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、年間活動計画及び月活動計画にて明記する。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会要項を添えて参加伺いを立て、校長の承認を得ること。
- （2）運動競技会への参加上限

各運動部が1年間に参加する高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟主催・共催以外の大会数の上限は10回とする。
- 6 その他

（1）運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り部活動の活性化につなげる。

（2）部費の徴収について

原則、保護者が管理する。やむをえず教職員が管理する場合は次の通りとする。

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、保護者監査前に校長決裁を受けて、保護者に報告する。

（3）その他

ア 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。

イ 保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

ウ 活動計画について

① 年間の活動計画：4月末までに所定の様式にて作成を行い、校長の承認を得ること。

② 月の活動計画：月の活動計画及び報告を所定の様式により、校長の承認を得ること。